

資料 4

平成 29 年度

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正に関する資料

【 目 次 】

- | | |
|---|------|
| 1 福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正について（諮問） | P 1 |
| 2 福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に関する報告書 | P 3 |
| 3 福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正について（答申） | P 7 |
| 4 リーフレット
「福島県外衣・シャツ製造業最低工賃」（平成 27 年 5 月 1 日発効） | P 11 |

平成 30 年 3 月 9 日

福島労働局労働基準部賃金室

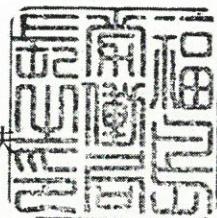


写

福島労発基 0119 第 1 号
平成 30 年 1 月 19 日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島労働局長
島浦幸夫



福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について(諮問)

家内労働法第 10 条の規定に基づき、別紙の理由により、福島県外衣・シャツ
製造業最低工賃(平成 27 年福島労働局最低工賃第 1 号)の改正決定について、貴
会の調査審議をお願いする。

写

別 紙

最低工賃改正諮問理由

家内労働法第13条において、最低工賃は、地域の最低賃金との均衡を考慮して決定することとされており、福島県内の最低工賃については、平成15年度以降3年に一度見直すこととしている。

「福島県外衣・シャツ製造業最低工賃」については、平成27年5月に改正しているところ、改正以降、福島県最低賃金額（時間額）は、平成29年10月1日までに率にして8.56%、額にして59円引き上げられている。

以上のことから、妥当な最低工賃について審議する必要があると判断したものである。



写

平成30年2月9日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島地方労働審議会
福島県外衣・シャツ製造業最低工賃専門部会
部会長 藤野 美都子

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成30年1月19日、福島地方労働審議会において付託された福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員

部会長	部会長代理
藤野 美都子	菅野 盛雄 大島 隆之

家内労働者委員

泉野 敦志	遠藤 徳雄 佐藤 祐一
-------	-------------

委託者委員

岡部 武行	笠原 忠雄 佐藤 卓也
-------	-------------

別 紙

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務
に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

別表のとおり

4 効力発生の日

平成30年5月1日

別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 領
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 20円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 13円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 13円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 12円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 9円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 16円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 17円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 15円
		背わき（わき裏）まつり	10センチメートルにつき 16円
		背鎖止め（本鎖のもの）	3センチメートルにつき 22円
		ベンツまつり	10センチメートルにつき 20円
		ベンツ止め（×印に限る）	1か所につき 6円
		背すそ奥まつり（背ぬきのものに限る）	10センチメートルにつき 13円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 11円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 11円
		糸くず取り	接着芯縫製のもの 1枚につき 27円 毛芯縫製のもの 1枚につき 110円
	ズ ポ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 12円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 5円
		小またちどり	10センチメートルにつき 37円
		天ぐまつり	3センチメートルにつき 5円
		前立てまつり	3センチメートルにつき 6円
		後中央まつり	3センチメートルにつき 7円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 11円
		糸くず取り	1本につき 35円

婦人服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	15円	
		えり付けまつり	10センチメートルにつき	16円	
	スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき	10円	
		2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円	
		ボタン付け	裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円
	ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	10円	
		玉縁ボタンホール	1個につき	26円	
		かぎホック付け	1組につき	20円	
	ブラウス	スナップ付け	1組につき	20円	
		糸ループ付け（本鎖のもの）	3センチメートルにつき	17円	
		ペンツ止め（×印に限る）	1か所につき	6円	
	糸くず取り	鎖止め（本鎖のもの）	2センチメートルにつき	13円	
		上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	23円	
		上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	15円	
		上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	21円	
		スカート又はスラックスについて行うもの	1本につき	13円	
		コートについて行うもの	1枚につき	23円	
		ワンピースについて行うもの	1枚につき	18円	
		ブラウスについて行うもの	1枚につき	12円	
		プリーツ止め（×に限る）	1か所につき	6円	
		小またちどり	10センチメートルにつき	15円	
	スカート スラックス	シックまつり	10センチメートルにつき	13円	
		ウエストまつり	10センチメートルにつき	9円	
		パット付け	1組につき	42円	
	ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	21円
			長そでについて行うもの	1枚につき	26円

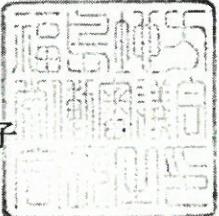
- 備考 1) 金額欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、
 　1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

写

福島労審発第32号
平成30年2月9日

福島労働局長
島浦幸夫 殿

福島地方労働審議会
会長 藤野美都子



福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年1月19日付け福島労発基0119第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務
に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

別表のとおり

4 効力発生の日

平成30年5月1日

別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 20円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 13円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 13円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 12円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 9円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 16円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 17円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 15円
		背わき（わき裏）まつり	10センチメートルにつき 16円
		背鎖止め（本鎖のもの）	3センチメートルにつき 22円
		ベンツまつり	10センチメートルにつき 20円
		ベンツ止め（×印に限る）	1か所につき 6円
		背すそ奥まつり（背ぬきのものに限る）	10センチメートルにつき 13円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 11円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 11円
		糸くず取り	接着芯縫製のもの 1枚につき 27円 毛芯縫製のもの 1枚につき 110円
	ズ ポ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 12円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 5円
		小またちどり	10センチメートルにつき 37円
		天ぐまつり	3センチメートルにつき 5円
		前立てまつり	3センチメートルにつき 6円
		後中央まつり	3センチメートルにつき 7円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 11円
		糸くず取り	1本につき 35円

		そで裏まつり	10センチメートルにつき	15円	
	上 衣	えり付けまつり	10センチメートルにつき	16円	
	スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき	10円	
	スラックス	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円	
	コ ー ト	ボタン付け 裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円	
	ワンピース		1個につき	10円	
	ブラウス	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	10円	
		玉縁ボタンホール	1個につき	26円	
		かぎホック付け	1組につき	20円	
		スナップ付け	1組につき	20円	
婦		糸ループ付け（本鎖のもの）	3センチメートルにつき	17円	
		ベンツ止め（×印に限る）	1か所につき	6円	
		鎖止め（本鎖のもの）	2センチメートルにつき	13円	
	人 服	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	23円	
		上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	15円	
		上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	21円	
		スカート又はスラックスについて行うもの	1本につき	13円	
		コートについて行うもの	1枚につき	23円	
		ワンピースについて行うもの	1枚につき	18円	
		ブラウスについて行うもの	1枚につき	12円	
		プリーツ止め（×に限る）	1か所につき	6円	
	スカート スラックス	小またちどり	10センチメートルにつき	15円	
		シックまつり	10センチメートルにつき	13円	
		ウエストまつり	10センチメートルにつき	9円	
	ワンピース ブラウス	バット付け	1組につき	42円	
	ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	21円
			長そでについて行うもの	1枚につき	26円

- 備 考 1) 金額欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、
 　1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル
 　未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程の
 　すべてを委託する場合に限る。

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工程	金額	品目	工程	金額	
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり そでまつり星入れ そで口裏まつり 見返し星入れ 前身端星入れ えり付けまつり 下えりからげまつり 肩裏まつり 背わき（わき裏）まつり 背鎖止め（本鎖のもの） ベンツまつり ベンツ止め（×印に限る） 背すそ奥まつり (背ぬきのものに限る) 前裏すそ奥まつり及び 背ぬき以外の背すそ奥まつり 小ボタンのボタン付け 糸くず取り 接着芯縫製のもの 糸くず取り 毛芯縫製のもの	10センチメートルにつき 18 円 10センチメートルにつき 12 円 10センチメートルにつき 12 円 10センチメートルにつき 11 円 10センチメートルにつき 8 円 10センチメートルにつき 15 円 10センチメートルにつき 16 円 10センチメートルにつき 14 円 10センチメートルにつき 15 円 3センチメートルにつき 20 円 10センチメートルにつき 19 円 1か所につき 5 円 10センチメートルにつき 12 円 10センチメートルにつき 10 円 1個につき 10 円 1枚につき 25 円 1枚につき 100 円	婦 人 服	そで裏まつり えり付けまつり すそ奥まつり 2つのボタンを付けるもの 裏穴のボタンを付けるもの 4つのボタンを付けるもの 玉縁ボタンホール かぎホック付け スナップ付け 糸ループ付け（本鎖のもの） ベンツ止め（×印に限る） 鎖止め（本鎖のもの） 上衣・裏なしのものについて行うもの 上衣・縫裏のものについて行うもの 上衣・半裏のものについて行うもの コート又はスラックスについて行うもの 糸くず取り コートについて行うもの ワンピースについて行うもの ブラウスについて行うもの プリーツ止め（×印に限る） 小またちどり シックまつり ウエストまつり パット付け ワイシャツ 毛羽取り	10センチメートルにつき 13 円 10センチメートルにつき 15 円 10センチメートルにつき 8 円 1個につき 8 円 1個につき 8 円 1個につき 9 円 1個につき 24 円 1組につき 18 円 1組につき 17 円 3センチメートルにつき 16 円 1か所につき 5 円 2センチメートルにつき 11 円 1枚につき 21 円 1枚につき 14 円 1枚につき 19 円 1枚につき 12 円 1枚につき 21 円 1枚につき 17 円 1枚につき 11 円 1か所につき 5 円 10センチメートルにつき 14 円 10センチメートルにつき 12 円 10センチメートルにつき 8 円 1組につき 39 円 1枚につき 19 円 1枚につき 24 円
	ズボン	腰裏まつり 腰裏かんぬき止め 小またちどり 天ぐまつり 前立てまつり 後中央まつり 小ボタンのボタン付け 糸くず取り	10センチメートルにつき 11 円 1か所につき 4 円 10センチメートルにつき 34 円 3センチメートルにつき 4 円 3センチメートルにつき 5 円 3センチメートルにつき 6 円 1個につき 10 円 1本につき 31 円			

備考 (1) 金額欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 平成27年5月1日

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室 (福島市霞町1-46 Tel:024-536-4604)

福島労働基準監督署 024(536)4611	会津労働基準監督署 0242(26)6494	喜多方労働基準監督署 0241(22)4211
郡山労働基準監督署 024(922)1370	白河労働基準監督署 0248(24)1391	相馬労働基準監督署 0244(36)4175
いわき労働基準監督署 0246(23)2255	須賀川労働基準監督署 0248(75)3519	富岡労働基準監督署 0246(35)0050